

2023年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、2023年8月から2024年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●11ページ・下 注釈

⋮

※3 60歳到達時賃金の上限額は486,300円、下限額は82,380円です。上限額を上回る、もしくは下限額を下回る場合は、これらの額を計算に用います。

※4 高年齢雇用継続給付の支給限度額は370,452円です。支給額と賃金額の合計が限度額を超える場合、限度額から賃金額を引いた額のみが支給されます。支給額が2,196円以下の場合、高年齢雇用継続給付は支給されません。

※5 上記※3・4の金額は2024年7月までの額で、毎年8月から改定されます。

●14ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,746円	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 11,300円以下	11,300円超 16,210円以下	《上限額》 16,210円
給付率 (額)	《下限額》 2,196円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,294円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,746円	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 12,580円以下	12,580円超 16,980円以下	《上限額》 16,980円
給付率 (額)	《下限額》 2,196円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,490円

※上の金額は2023年8月から2024年7月までのもので、毎年8月に改定されます。